

浄化槽の法定検査と使用休止の届け出

浄化槽管理(設置)者には、浄化槽法で次の3つが義務付けられています。

- ①保守点検 機器の点検・調整・修理や消毒剤の補給
- ②清掃 浄化槽内の汚泥などの引き抜きや機器類の洗浄
- ③法定検査 トイレの排水や生活雑排水をきれいにする浄化槽の維持管理が適切に行われ、きちんと機能しているかの確認

※法定検査は、県が指定した検査機関である(公社)熊本県浄化槽協会が行います。保守点検や清掃を行っていても、次の表に従って必ず検査を受けてください。

| 検査名 | 対象 | 回数 |
|--------------------|--------------|---------------|
| 7条検査 (設置後の水質検査) | 新たに浄化槽を設置した人 | 設置後3~8カ月以内に1回 |
| 11条検査 (定期検査) | 浄化槽を設置している人 | 毎年1回 |

使用休止の届け出

長期間使用しない浄化槽については、決められた内容の清掃を行った上で役場に届け出ることにより、浄化槽の清掃、保守点検と11条検査(定期検査)が免除されます。

ただし、使用を再開する時は、必ず役場と地域の清掃・保守点検業者に連絡してください。適切な処置を行わないまま使用すると、し尿やその他の生活雑排水が処理されないまま放流されてしまい、近隣に多大な迷惑を掛けてしまうことになります。

☎ 住民課 環境衛生係 ☎ 289 - 8077

豪雨で被災した農家の自力復旧を支援

令和5年7月豪雨によって被災した農地を、農家が自ら復旧するために必要な経費の一部を補助します。

☎ 産業振興課 農林整備係 ☎ 286 - 3277

補助対象経費

令和5年7月豪雨によって被災した農地に対し、7月3日以降に農家が自ら行った復旧作業や、復旧作業と一体的に行った農地の表土整地、耕耘などに要する次の経費

- ・作業機械借り上げ料、機械オペレーター賃金、材料費、運搬費、燃料費
- ・復旧作業の日当などその他必要と認められる経費

次のいずれかに該当する場合は対象外

- ・国庫補助事業の対象となる農地
- ・多面的機能支払交付金を活用して復旧した農地

補助金額

対象経費の2分の1(上限20万円)

申請受け付け

期間 10月10日(火) ~ 12月22日(金)

場所 産業振興課(役場2階1番窓口)

持参物

- ・申請書(産業振興課窓口か町ホームページで入手可)
- ・事業費の内訳が分かるもの(見積書・領収書など)
- ・被災農地の位置図(住宅地図など)
- ・施工前・施工後の写真
- ・復旧作業日報
- ・認印(スタンプ式不可)
- ・補助金の振込先が分かる預金通帳
- ・【複数人での申請の場合】構成員の名簿

